

犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針について

〔平成25年5月28日
犯罪対策閣僚会議決定〕

1 国民の生命、身体と財産を守ることは国の基本的な責務であり、良好な治安を確保することは、政府の最も優先すべき取組の一つであることから、政府においては、平成20年12月に、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定し、5年間を目途に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する不安を解消し、真の治安再生を実現することを目標として、各種の施策を推進してきたところである。

2 現下の治安状況を見ると、刑法犯認知件数は減少傾向にあり、我が国の治安は一定程度の改善が見られるものの、近年、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロや組織犯罪の脅威の深刻化等の治安上の重大な脅威に直面しているところである。

また、平成24年7月の内閣府による調査によれば、国民の約4割は、現在の日本が「治安がよく、安全で安心して暮らせる国」ではないと感じている。

このように、かつての日本の強みであった「安全・安心」が取り戻せているとは言い難い状況にある。

3 そこで、このような治安状況を踏まえ、「世界一安全・安心な国、日本」を創り上げるべく、犯罪やテロのリスクにさらされる国民の生命、身体と財産を守るための対策を推進するとともに、経済成長の礎となる国民や企業が存分に活躍できる安全・安心な環境を整備するため、平成25年12月を目途に、犯罪対策閣僚会議において、次のような考え方を基本とする新たな「行動計画」を策定することとする。

(1) 基本的な取組方針

○ 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

サイバー空間と実社会の融合・一体化の進展に伴い、サイバー空間が様々な犯罪やテロ等の手段として利用されるようになっており、匿名性

等を悪用したサイバー犯罪・サイバー攻撃が国民生活、経済社会に及ぼす脅威は一段と深刻化し、我が国全体に重大な影響を及ぼすものとなっている。我が国が目指す「世界最高水準のIT社会」を実現する上でも、サイバー空間の安全の確保は不可欠である。そこで、官民一体でサイバー犯罪・サイバー攻撃に対する的確な措置を講じ、世界最高水準の安全なサイバー空間を構築する。

○ 犯罪やテロに強い社会の構築

犯罪やテロを根源的に抑止するためには、地域社会の絆、連帯や道路、公園等の街の構造から国民生活、経済社会に関わる各種制度やインフラ、外国との連携・協力に至るまで、あらゆる観点から、その発生原因を分析して、犯罪やテロの温床や要因となる脆弱性を除去して、犯罪やテロを行おうとする者にその機会を与えず、犯罪者やテロリストを生まない、犯罪やテロに強い社会を構築することが必要である。そこで、こうした犯罪やテロに強い社会を構築するために府省横断的な取組を官民一体で推進する。

あわせて、刑務所出所者等の再犯を防止するためには地域社会の理解と協力が不可欠であり、社会において更生の意欲ある者を力強く包摂し、その社会復帰を持続可能なものとするための府省横断的な取組についても官民一体で推進する。

○ 治安基盤の強化

犯罪やテロへの対処能力を強化するため、犯罪対策、テロ対策に携わる治安関係機関の人的・物的基盤を強化するとともに、犯罪の追跡可能性を確保し、証拠収集方法を拡充するための捜査手法の高度化、新たな捜査手法の検討等を推進し、治安基盤を強化する。

(2) 重点取組分野

○ サイバー犯罪・サイバー攻撃対策

高度化・複雑化の一途をたどるサイバー犯罪・サイバー攻撃に対処するため、民間事業者等の知見の活用や国際連携の推進を図りつつ、サイバー犯罪・サイバー攻撃への対処能力の向上や関連情報収集の強化を図るとともに、事後追跡可能性の確保等匿名性の悪用を防ぐための方策や国民、事業者による被害防止のための自主的な取組を促進するための広報啓発、情報共有等を推進するなど安全なサイバー空間構築のための対

策を強化する。

○ テロ対策・カウンターインテリジェンス等

緊迫化する東アジア情勢や世界各地におけるテロ事件の頻発を始めとする厳しい国際情勢等も踏まえ、国内におけるテロの未然防止を継続していくことはもとより、海外で活動する邦人の安全対策や関連情報収集を含め、国民の生命・安全を守るためのテロ対策や外国情報機関による情報収集活動に的確に対処するためのカウンターインテリジェンス機能等を強化する。

○ 再犯防止対策

犯罪を犯した者のうち約3割の再犯者によって、全事件数の約6割の犯罪が行われている厳然たる事実を踏まえ、刑の一部執行猶予制度の導入への対応も含め、個々の特性に応じた処遇の充実、住居と就労の確保を軸とした社会復帰支援の充実、保護司など民間関係者に対する支援の充実による活動の活性化等を図るとともに、関係機関との情報連携体制の促進、再犯の実態把握や対策の効果検証等を着実に推進し、日本弁護士連合会など関係団体との適切な連携を含め、広く国民の理解・支援を得た、総合的な再犯防止対策を強化する。

○ 組織犯罪対策

国の総力を挙げて取り組んでいる東日本大震災からの復旧・復興事業に暴力団が介入していた事案が明らかになっているほか、九州北部等における手りゅう弾、拳銃等を使用した事業者等への襲撃事件の相次ぐ発生、覚醒剤の押収量の増加、合法ハーブ等と称して販売される薬物の出現等の情勢がみられることから、暴力団対策、薬物対策、国際社会との協力による国際的・組織的犯罪への対処等の組織犯罪対策を強化する。

○ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪への対策

- ・ 若者・女性の活躍推進のためには、子どもや女性が安心して活躍できる安全な環境の整備が不可欠であるところ、児童ポルノ、児童虐待、ストーカー、配偶者からの暴力等の事案が増加傾向にあるほか、特殊詐欺による被害額も過去最悪の水準となっていることから、子どもや女性を対象とする犯罪、特殊詐欺等の生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪への対策を強化する。
- ・ 防犯ボランティア活動等の促進や犯罪に強いまちづくりの推進を始

めとするこれまでの取組は、公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等の犯罪の発生の抑止等に一定の効果が認められることから、これらの治安対策を一層強化する。

○ 不法滞在対策と外国人と共生できる社会の実現

新しい在留管理制度の導入により一元把握をすることとなった情報を十分に活用するなどして、今なお少なからず存在している不法残留者や偽装滞在者等に対する一層の取締りなど厳格な出入国管理を実施するとともに、外国人と共生できる安全・安心な地域社会を実現する。

4 現下の治安状況を踏まえ、緊急に取り組むべき施策については、新たな行動計画に先立って、スピード感を持って取り組んでいくこととする。

5 新たな「行動計画」の策定に当たっては、内閣官房において、専門家及び国民各層の意見を幅広く聴取するものとする。